平成２４年（再ロ）第１００８５号
東京都練馬区旭丘２―15―１大岩方202
再生債務者　遠藤　春男
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月14日から平成24年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００８６号
東京都世田谷区等々力７―５―３―201
再生債務者　木村　秀樹
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月14日から平成24年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第６号
香川県木田郡三木町大字上高岡247番地14
再生債務者　筒井　浩
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月15日から平成24年11月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再ロ）第１号
宮崎県日向市曽根町２丁目33番地
再生債務者　黒木　米久
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月15日から平成24年11月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００２７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５―９―16、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区鋼管通３―２―５―503
再生債務者　中島　淳太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月17日まで
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００５０号
東京都武蔵村山市三ツ藤２―43―５
再生債務者　益永　弘隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月17日まで
平成24年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００５２号
長崎県佐世保市広田１丁目７番８号　ハイツ長島１―C
再生債務者　川上　静乃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月31日まで
平成24年10月３日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２４年（再ロ）第３号
北海道旭川市東３条８丁目３番２号　マリノB棟203号
再生債務者　富永　広志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月１日まで
平成24年10月４日　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００３６号
東京都江戸川区春江町５―24―７―A101
再生債務者　姫野　要
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号
高知県吾川郡いの町5171番地
再生債務者　松岡　伸典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月４日
高知地方裁判所民事部個人再生係

会社公告

合併公告
左記の両社は吸収合併の方式により合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしましたので公告いたします。
本合併の効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲の臨時株主総会及び各種類株主総会の承認決議は平成二十四年七月二十日までに終了し、乙の定時株主総会の承認決議は平成二十四年六月二十八日に終了しております。
本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法の規定による有価証券報告書を提出済。
（乙）金融商品取引法の規定による有価証券報告書を提出済。
平成二十四年十月十五日
東京都港区虎ノ門二丁目二番五号
（甲）株式会社聞組
代表取締役　小野　俊雄
東京都港区芝浦三丁目二二番八号
（乙）安藤建設株式会社
代表取締役　野村　俊明

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十四年十二月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十四年九月十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.mae.co.jp
（乙）http://www.mitsubishi-motors-carlife.com
平成二十四年十月十五日
愛知県岡崎市橋目町字中新切一番地
（甲）三菱自動車エンジニアリング株式会社　代表取締役　黒田　浩
東京都港区芝五丁目三三番八号
（乙）三菱自動車カーライフプロダクツ株式会社　代表取締役　福井　紀王

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月三十日
掲載頁　八十八頁（号外第一六四号）
平成二十四年十月十五日
愛知県東海市加木屋町陀々法師一四番地の四〇
（甲）ＶＴホールディングス株式会社　代表取締役　高橋　一穂
名古屋市中区錦三丁目一〇番三三号
（乙）株式会社ＶＴキャピタル　代表取締役　伊藤　誠英